

## **注記(一般会計等財務書類)**

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### 有形固定資産

原則として取得原価により計上しています。

ただし、昭和 59 年度以前に取得した資産は、再調達原価(道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円)、昭和 60 年度以後に取得した資産のうち、取得原価が不明なものは、再調達原価(道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円)としています。

##### 無形固定資産

原則として取得原価により計上しています。

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### 満期保有目的以外の有価証券

・市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格による。

・市場価格のないものについては、取得原価(又は償却原価法(定額法))による。

##### 出資金

・市場価格のあるものは、会計年度末における市場価格による。

・市場価格のないものは、出資金額による。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

低価法により計上しています。

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)は定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～75 年

物品 5 年～10 年

無形固定資産(リース資産を除く)は定額法によっています。

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

##### リース資産

##### ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値を 1 円とする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(上越市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし

3. 重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等	
		損失補償等引当金	貸借対照表
		計上額	未計上額
新潟県信用保証協会	339,315 千円	41,838 千円	297,477 千円
リフレ上越山里振興(株)	39,721 千円	35,749 千円	3,972 千円

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

- ・実質赤字比率：実質黒字であり、実質赤字比率はありません。
- ・連結実質赤字比率：実質黒字であり、連結実質赤字比率はありません。
- ・実質公債費比率：13.0%
- ・将来負担比率：85.6%

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,309,078 千円

繰越事業に係る将来の支出予定額 7,418,262 千円

過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 129,742,109 千円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

・標準財政規模 : 57,346,173 千円

・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : 9,342,375 千円

・将来負担額 : 208,081,004 千円

・充当可能基金額 : 18,187,867 千円

・特定財源見込額 : 19,032,551 千円

・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 : 129,742,109 千円

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 944,022 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支 720,997 千円

既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	113,720,943 千円	111,239,813 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	2,115,643 千円	23,222 千円
資金収支計算書	111,605,300 千円	111,263,035 千円

・地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計の分だけ相違します。

・また、収入(歳入)においては、前年度からの繰越金 2,138,865 千円が相違し、会計間の繰入・繰出金 443,366 千円を相殺消去しています。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書業務活動収支	7,604,888 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	6,986,584 千円
減価償却費	13,019,326 千円
徴収不能引当金の増減額	18,176 千円
退職手当引当金の増減額	543,188 千円
賞与引当金の増減額	8,071 千円
未収金の増減額	44,539 千円
固定資産除売却損益	373,498 千円
その他の資産・負債の増減額	591,680 千円
純資産変動計算書の本年度差額	2,299,082 千円

一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 : 18,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 : 103 千円

重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 312,743 千円